

**令和4年度 福島県新型コロナウイルスワクチン個別接種促進事業  
(乳幼児・小児接種体制構築のための支援金) 申請要領**

**1 趣旨**

福島県新型コロナウイルスワクチン個別接種促進事業(乳幼児・小児接種体制構築のための支援金)は、乳幼児及び小児(以下、「乳幼児等」という。)への新型コロナウイルスワクチン感染症に係るワクチン(以下、「新型コロナワクチン」という。)接種の促進を図るため、乳幼児等向けの接種を担う医療機関への支援を行うことで、その接種体制を確保することを目的として支給する。

**2 定義**

この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 医療機関 新型コロナワクチンの接種実施等に関する委託の集合契約に加入し、市町村が実施する乳幼児等への新型コロナワクチンの個別接種に協力する医療機関をいう。
- (2) 乳幼児 生後6ヶ月以上4歳以下の者をいう(ただし、1回目又は2回目接種後5歳になり、乳幼児用ワクチンで2回目又は3回目接種を行った者も含む)。
- (3) 小児 5歳以上11歳以下の者をいう(ただし、1回目接種後12歳になり、小児用ワクチンで2回目接種を行った者も含む)。
- (4) 個別接種 医療機関が、自施設において新型コロナワクチン接種を行うことをいう。なお、巡回接種も個別接種に含む。
- (5) 巡回接種 医療機関が、自ら供給を受けた新型コロナワクチンを持って、自施設以外の場所に赴き接種を行うことをいう。
- (6) 予診 問診、検温等の診察を接種前に行い、予防接種を受けることが適当でない者又は予防接種の判断を行うに際して注意を要する者に該当するか否かを調べることをいう。

**3 支給の対象**

この要領において支給の対象とは、次の(1)及び(2)のいずれも満たす医療機関とする。

- (1) 福島県内に所在する医療機関であること。
- (2) 乳幼児等への個別接種を実施しており、次のア及びイのいずれも満たす医療機関であること。
  - ア 被接種者である乳幼児等及び保護者に対して、新型コロナワクチンの有効性と安全性等について丁寧な説明を行うなど、乳幼児等への接種にあたってきめ細や

かな対応を実施している。

イ 乳幼児等への接種後に起こりうる症状にかかる適切な初期対応、入院等が必要となった場合における適切な医療機関への引き継ぎ等の体制が構築されている。

#### 4 支給対象期間

令和4年10月24日（月） から 令和5年3月31日（金）

※本要領3「支給の対象」の（1）及び（2）のいずれも満たす医療機関は、要件を満たす時点以降を支給対象期間とし、その期間内においてさかのぼっての申請をすることができる。

#### 5 支給額

支給対象	金額
<b>（1）乳幼児等への個別接種</b>	
① 乳幼児への接種	1回当たり 2,000円
② 小児への接種	1回当たり 1,000円
<b>（2）医療機関の所在地外の市町村からの依頼等による、当該市町村の乳幼児等への接種</b>	1ヶ月当たり 50,000円 ※依頼等に基づく所在地外の乳幼児等への接種体制があることが認められる場合は、所在地外の乳幼児等への接種実績や接種回数に関わらず一律に支給する

※個別接種に「巡回接種」は含むが、「予診のみ」は含まない。

#### 6 申請手続き等

##### （1）申請書類

- ① 下表 No. 1～No. 4 の申請書類をすべて提出すること。
- ② 下表 No. 5 の資料である巡回接種実績一覧（様式4）は、巡回接種の実施実績のある医療機関が提出すること。
- ③ 本要領5「支給額」（2）「医療機関の所在地外の市町村からの依頼等による、当該市町村の乳幼児等への接種」に係る支援金の申請をする医療機関は、下表 No. 6 の資料を提出すること。
- ④ 必要に応じて追加書類の提出及び説明を求められることがある。また、申請書類は返却しないので控えを保管すること。

申請書類			
No.	提出 要否	書類等	内容
1	要	申請連絡票 (様式1) ※入力、手書き 共通	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請者情報</li> <li>提出書類 (一覧)</li> <li>確認事項</li> </ul>
2	要	実績報告書 (様式2) ※入力用、手書き用	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象期間における接種等実績</li> <li>実績</li> <li>支援対象であるかどうかの確認</li> </ul>
3	要	請求書 (様式3) ※入力用、手書き用	<ul style="list-style-type: none"> <li>請求金額</li> <li>振込先情報</li> </ul>
4	要	振込先の通帳の写し	<ul style="list-style-type: none"> <li>金融機関名、支店名、預金種別、口座番号、口座名義人(フリガナ)がわかるもの</li> </ul>
5	該当 する	巡回接種実績一覧 (様式4) ※入力用、手書き用	<ul style="list-style-type: none"> <li>接種年月日</li> <li>施設名</li> <li>接種回数</li> <li>被接種者(乳幼児又は小児)</li> </ul>
6	場合 要	医療機関の所在地外の市町村の依頼等によって実施する、当該市町村の乳幼児等への接種であることを証する書面	<ul style="list-style-type: none"> <li>依頼書、協定書、契約書等の写し</li> <li>依頼書等の提出ができない場合は、市町村等からの依頼等があることを証する証明書(様式5)</li> </ul>

(2) 申請に必要な書類の入手方法

福島県地域医療課のホームページから入手(ダウンロード)すること。

福島県地域医療課ホームページ

「福島県新型コロナウイルスワクチン個別接種促進支援金について」

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21045c/kobetsusessyu.html>

(3) 申請受付期間及び申請方法

① 申請受付期間

別途、県ホームページ等でお知らせします。

## ② 申請方法

郵送（簡易書留など、発送記録が残るものに限る）により、次の宛先まで提出すること。なお、申請受付期間最終日の消印有効とする。

### 【宛先】

〒960-8034 福島市置賜町8-30 福島置賜町郵便局留  
「福島県新型コロナウイルスワクチン個別接種促進事業事務局」宛て  
※封筒等には差出人の住所及び氏名を必ずご記入ください。  
※封筒表面に「乳幼児等支援金申請書在中」とご記入ください。  
※郵便料金は申請者側でご負担をお願いします。

注) 持参による申請は受け付けておりません。

## (4) 審査

申請書類を受理した後、申請受付期間ごとの取りまとめの上、審査を行う。審査において、申請書類の修正等を求める場合や申請者への聴取を行う場合がある。

## (5) 支給の決定

申請書類の審査の結果、適正と認められる場合は支援金を支給する。

## (6) 通知等

申請書類の審査の結果、支援金を支給又は不支給の決定をしたときは、事務局からそれぞれの決定に関する通知を発送する。

## (7) 支援金に対する問い合わせ先

### 【問い合わせ先】

福島県新型コロナウイルスワクチン個別接種促進事業事務局  
(電話番号) 090-1090-2593  
(受付時間) 午前9時から午後5時まで(土日祝日、年末年始除く)

## 7 その他

- (1) 支援金の申請に関する証拠書類等の管理については、支援金とその支給事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を支援金の支給した日の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- (2) 本支援金に係る新型コロナワクチン接種に重複し、県内市町村から支援金等（そ

の趣旨及び支給の対象が本支援金と同じであると知事が認めるものをいう。)の支給を受けてはならない。ただし、この支援金の支給額を超過して支給を受ける場合における当該超過額については、この限りではない。また、この支援金の支給額に満たない額の支援金等を県内市町村より受ける場合は、それを除く額について、本支援金の支給対象とすることができる。

- (3) ワクチン接種記録システム (VRS) の入力等により、接種実績の報告を市町村に適切に行うこと。なお、VRS に入力されている実績と申請書類に記載されている実績が異なる場合は、接種実績が確認できる書類 (予診票の写し等) の提出を求めることがある。
- (4) 支援金の支給について、福島県が必要と認める場合は、申請した医療機関等に対し、書類の提出を求め、事情聴取を行うことがある。
- (5) 支援金の支給決定後、福島県の定める申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、支援金の支給決定を取り消すとともに、支援金の返還を求める。
- (6) 支援金支出事務を適切に行うため、申請書類に記載された情報を関係市町村や関係機関に提出することがある。

#### 附則

この要領は、令和4年12月26日から施行し、令和4年10月24日から適用する。